

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

福祉の里センター条例施行規則の一部を改正する規則

福祉の里センター条例施行規則（平成4年岩手県規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上 限 額		区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上 限 額	
		社会福祉に 関 する活動又は アマチュアス ポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合			社会福祉に 関 する活動又は アマチュアス ポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合
放送設備（屋外 用）	[略]	円 <u>272</u>	円 <u>660</u>	放送設備（屋外 用）	[略]	円 <u>277</u>	円 <u>672</u>
机	[略]		<u>85</u>	机	[略]		<u>87</u>
[略]				[略]			
16mm映写機（ スクリーン付き ）	[略]		<u>85</u>	16mm映写機（ スクリーン付き ）	[略]		<u>87</u>
スライド映写機 （スクリーン付 き）	[略]	<u>60</u>	<u>123</u>	スライド映写機 （スクリーン付 き）	[略]	<u>62</u>	<u>125</u>
茶道具セット	[略]	<u>85</u>	<u>148</u>	茶道具セット	[略]	<u>87</u>	<u>151</u>
[略]				[略]			
卓球用具	[略]	<u>60</u>		卓球用具	[略]	<u>62</u>	
ゲートボール用 具	[略]	<u>60</u>		ゲートボール用 具	[略]	<u>62</u>	
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。